

平成24年第8回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成24年12月20日

【開会】

【議案第1号～議案第9号審査】

日程第1	議案第1号	平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）の専決処分 に関し承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
日程第2	議案第2号	平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・	1
日程第3	議案第3号	平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
日程第4	議案第4号	平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算 （第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
日程第5	議案第5号	平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第6	議案第6号	葛巻町暴力団排除条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
日程第7	議案第7号	復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
日程第8	議案第8号	葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の変更請負契約 の締結に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	19
日程第9	議案第9号	和解に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	19

平成24年第8回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)						
告示年月日	平成24年11月22日(木)					
招集年月日	平成24年12月19日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成24年12月19日～平成24年12月21日 3日間					
会議の月日	平成24年12月20日(木) 開会10時00分 閉会11時11分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	柴田 勇雄	○			
	2	鈴木 満	○	7	鳩岡 明男	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高宮 一明	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	1番	柴田 勇雄		5番	山岸 はる美	
会議の書記	議会事務局長	澤口 節子		議会事務局副主幹兼総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	山下 弘司
	教育長	中田 直雅	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	深澤口 和則
	政策秘書課長	丹内 勉	総務企画課総合政策室長	
	住民会計課長	上小路 隆男	総務企画課財政係長	大川原 洋一
健康福祉課長	野表 壽樹			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、今日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

最初に、日程第1、議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第2、議案第2号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

辰柳委員。

辰柳敬一委員

1点お伺いをいたします。

牧草の粗飼料の生産基盤除染対策事業費の中の機械器具の借上料であります。昨日

も2台のトラクターを借りて対応したいと、こういうお話でございました。

その内容について、若干お伺いをしたいと、このように思います。

まずは、もし、この機械を借り上げた場合、場所はどこに置いて、そして、どこへ申し込みをすることになるのか。

あるいは、大型機械ということになりますと、オペレーターがなければ、なかなか動かすことができないと思いますが、そのオペレーター等はどのように考えておられるのか。

それから、借り上げた場合、要望がなくて使われない場合は、例えば畜産公社等で有効に使えれば、さらにいいかと思うわけですが、その点はどのようなことなのか。

若干、運用についての詳しいお話を賜りたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

除染対策の質問に対して、お答えします。

今回補正で機械の借上料をお願いしているものでございますが、昨日の一般質問の中でもお話ありましたとおり、昨年3月11日の震災以降、当町に対する汚染問題等が深刻な状態になっておるわけでございますが、そういった中で、町内全牧草地2,400ヘクタールの除染対策を進める中で、今年度6月、7月の補正で一部すでに行ってきたものでございます。

今年度の実績が82ヘクタールほどになってございますが、そういった中で、さらに農家からの声等を聞く中におきましては、急傾斜地、あるいは石等で農家が自力施工できない箇所等があるということ、さらには県の農業公社が一部事業主体となっているものもあるわけですが、その中で、農業公社での実施面積にも限りがあるということで、今回町が一部大型機械2台をレンタルし、その対応を考えているものでございます。

現在考えている具体的な対応の仕方でございますが、畜産開発公社なりにその機械を貸し、そして、農家がそれぞれ畜産開発公社なりに作業委託を申し込んでいただくというようなことを想定しているものでございます。

当然、除染対策を優先するものでございますが、必ずしも一年を通してということではないかもしれません。集中して使われる部分、あるいは、それ以外の時期等は公社でも活用していただければと思っております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、7ページでございますが、民生費の県補助金の中で児童福祉費補助金が入っています。児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金ということで、10分の10の補助金

のようですが、この補助目的は、どのようなことでの補助金なのか。

それで、この補助が歳出ではどのような事業になっているのか、関連がちょっと分かりませんでしたので、お知らせをいただきたいと思います。これが第1点です。

次に、26 ページでございますが、くずまき型の農畜産物加工ブランド力強化支援事業費1,759,000 円ほどの補正になっているようでございますが、この営業開始はどのような形で、いつ、今どのような状況になっているのか、その見通しをお聞かせいただきたいと思いますが、また、これに対する補助基準等は考え方になっているのか、その内容についても、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、もう1点ですが、28 ページの住宅リフォームの応援奨励金 4,000,000 円補正になっております。説明によりますと、前年は58 戸で、今回70 戸程度というふうなことで、非常に人気度の高いリフォームの応援奨励金のようでございます。

チラシを見ますと、23 年、24 年度の2 カ年限定で商品券でやりますよというふうなことになるようですが、このような人気度の高い、限度額も200,000 円ということのようでございますけども、こういったような部分については、本当に24 年度限定で終わるものか、また、継続したいというような気持ちがあるのかどうか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

また、これに係る限度額が200,000 円というふうなことになるわけでございますけども、5分の1というふうな補助基準になっているようでございますので、ほとんどの申請してくる方々は200,000 円満額、限度額を受給される方が多いのか、その中身等についても、お知らせをいただけると有り難いなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

第1点目の児童虐待防止対策緊急強化事業補助金につきまして、お答えします。

この補助金は、児童相談所等におきます児童の安全確認のための体制強化、広報活動、広報啓発、人材養成など、児童虐待防止対策の緊急的な強化を目的としました補助金事業であります。

その中に、市町村が行う乳幼児全戸訪問や養育支援訪問事業、これらの事業実施に必要な体制の整備が該当するというふうな内容の事業でございます。

それで、当初予算の保健衛生総務費の中で、乳幼児家庭訪問、あるいは虐待防止養育支援など、保健衛生全般の活動を行うための保健指導車を予算計上しているところでございますが、今年の5 月ころ県の方から、先ほど申し上げました乳幼児家庭訪問、あるいは虐待防止養育支援等の訪問支援に際する自動車も、この補助金に該当するというふうなことでお話をいただきまして、8 月に補助金申請をいただきまして、10 月に内示をいただいたところで、今回歳入について補正予算をお願いするものでございます。

歳出につきましては、先ほどお話ししました当初予算の、この軽自動車購入費の方に充当するものでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

2点目の、くずまき型農畜産物加工ブランド力強化支援事業について、お答えします。

このことにつきましては、町の基幹であります酪農の8割を占めます、日量100トンの生乳が生産されているわけですが、その生乳の付加価値を高め、農家の所得向上、そして、酪農の町の情報発信を図ることで、現在酪農家会員15名が組織して取り組んでいるものでございまして、現在町が進めております6次産業を推進する中で、ひとつのモデル事例となるものと思っております。

本事業につきましては、基本的には国の事業であります6次産業化推進整備事業を主にしているものでございまして、23年度から取り組んできたものでございます。

さらに、その補助といたしますか、残りの分につきましては、町の単独事業補助金を創設したものでございまして、これが、くずまき型農畜産物加工ブランド力強化支援事業となっております。補助率を当該経費の5分の4に相当する額内とし、一事業者に対しては上限を設けてございまして、16,000,000円を上限としておるものでございます。

ちなみに、当該事業者につきましては、今年度末での補助金が14,975,000円ほどになると見込んでございます。

また、見通してございますが、先般国からの決定がございまして、建物に対しての入札がすでに行われて、発注になっていると伺っておりますし、3月31日までに建物が完成すると伺っております。それによりまして、営業許可申請を4月に行いまして、試作品の作成を4月から6月にかけて、開店準備を7月に行いまして、開店を8月と伺っております。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

3点目の、住宅リフォーム補助金の関係でございます。

この事業につきましては、23、24年、2年間限定ということでスタートしたものでございますが、当時からの民間の住宅着工等の低迷、そういった中で、町内での建築、建設業の活性化と、それに伴いまして、補助金を商品券で交付することによりまして、町内のさまざまな業種への活性化の波及効果等も狙って創設したものでございます。

そういった中で、今後につきましては、この辺の状況等を25年度予算の編成等の中で検討させていただきまして、来年度以降については検討させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、補助金ですが、200,000円満額いただいている方が一番多いわけですが、そこに至らない方々が大体3分の1くらいでございます。屋根の塗装ですとか、

そういった工事等、外壁の修理というようなことで、1,000,000円までいかないような方々もそれなりにおりまして、活用いただいているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体今のお答えになったもので分かりますが、児童虐待防止対策緊急、こういったような部分ですが、こういったような部分は説明がなければ分からないですね。当初予算との対比で、こういうようになってきますと、何かの新しい事業が歳入で、このように組まれてきますと、説明がない限り保健指導車を買いましたよといっても、私たちも分からないし、どのようなものに充当されたのか、その因果関係が分からなければ、こういったような部分は全くだれも分からないまま、事務担当者だけが分かった上で処理されるというふうなことでございます。

私は、何か児童防止虐待については、このソフト面のような何か目新しい事業が入っているのかなというふうに期待をもって歳出を見たのですが、私の目からは見つかりませんでしたので、あえて、これも質問させていただいたのですが、こういったような部分は、やはり、きちっとご説明をしていただいで、この分は、このように前もって使ったのですよというふうな説明をしていただければ、皆様方にも易しい説明ではないのかなと思うのですが、この辺はどうでしょうか。聞かれなければ、お答えしませんよというふうな姿勢ではダメです。

それから、くずまき型農畜産物の部分については、了解いたしました。

それから、住宅リフォームの関係ですが、答弁にもありましたけれども、25年度以降については検討するというようなことですが、検討でもいろいろな検討があるかと思っておりますので、こういうような人気度の高い部分については、よく内容も精査しながら、前向きな取り組みをしていった方が住民の方々のため、それからまた、商工業者のためにも振興につながるなど思っておりますので、これは責任のある副町長か町長からご答弁をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

先ほどの補助金絡み、そしてまた、歳入、歳出関係の事業について説明不足というご指摘がございましたが、できるだけ、予算の概要等につきましても、新規等につきましては、そのような考え方で進めてきたところでありましたが、今回のこの件につきましては、大変失礼いたしました。そういう新規の事業、あるいは、そういったようなものについては、一層そういう形の中で資料等も提示しながら、十分理解していただきなが

ら、審議していただけるように努めてまいりますので、よろしくどうぞお願い申し上げたいと思います。

それから、もう1点でございますが、リフォームの奨励金、来年度どうするかということでございますが、先ほど総務企画課長の方からご説明申し上げましたように、今、来年度の各課の予算要求の取りまとめを担当の方で、作業としては進めているところであります。

そういう中で、これまでの事業の評価という部分もしながら、来年度どうするかという判断をするひとつのものになるわけではありますが、今回の事業につきましては、一応2年間で集中的にそういう事業を進めながら、地域内の経済の活性化といいますか、こういったようなもの、あるいは町民の利便性といいますか、そういう部分もしっかりと対策として講じていきたいというような考え方で進めてきたものであります。

そういう中で、今お話ありますように、2年目に入りまして、さらにまた、そういう事業としての効果が、事業件数にしてもそうでありまして、そのことが商品券を活用しながらということでございますので、地域内の商店の利用といいますか、そういう効果も大変高まっておると、このように思っておるところであります。

そういう中で、さらに町民の利便性を高めていくといいますか、そういう観点から内容も精査しながら、来年度に向けては検討してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

26 ページの補助金なわけですけども、いわて未来農業確立総合支援事業が減額になっているようですけども、その要因はどのようになっているのかお伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

いわて未来農業確立総合支援事業、これは県の単独事業でございますが、これまでも園芸、あるいは畜産農家等が利用しているものでございます。

当初、県に対して要望した中で、当町への配分額が概ね60パーセントほどとなったものでございまして、大幅に減となっておりますので、この部分相当額を今回減額させていただいたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

そうすると、県、国の補助金ということですが、町内の部分の事業をするというように、申し込みした部分については事業が完了したということですのでよろしいわけですね。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

野菜、園芸関係につきましては、概ね農家の要望に沿っているものでございまして、その下の、先ほどの、くずまき型農畜産物加工ブランド力強化支援事業、これにつきましても、一部この事業で想定しておりましたが、これにつきましては、町の単独事業の方に一部振り替えさせていただいたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。辰柳委員。

辰柳敬一委員

23ページの廃棄物の処理事業費について、お伺いをいたします。

利用自粛牧草等の処理業務ということで、826,000円の補正が組まれておりますが、町内にはどの程度の自粛している牧草が保管をされているのか。

そして、その保管場所はどういうところへ保管をされているのか。

そして、この処理業務は、こういった形で処理をされるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

放射能に汚染されました牧草のことに关してでございます。

これにつきましては、平成23年度で100ベクレル以上を超え、使用できなかった牧草についての処理をするものでございまして、現在町内で確認されている部分でございますが、対象農家4戸となってございまして、牧草が50ロールほどとなっております。量で20トンとなっております。

なお、現在は各農家でそれぞれ保管していただいているわけですが、この処理を町の焼却施設で焼却を行い、その後放射性物質の測定を行い、安全を確認し、処理

するということになってございます。

農家からリサイクルセンターまでの運搬につきましては、農家の方に委託したいと思っております。これにつきましては、県内の補助金が出ますが、1ロール1,000円となっております。

それから、リサイクルセンターでの前処理、いわゆる焼却炉に入れるための裁断等につきましては、焼却施設を管理していただいております業者さんの方に委託する予定になってございます。これにつきましては、1ロールが15,000円となっております。

また、その後出ます廃プラスチック等々の処理につきましては、現在36,000円ほどとなっておりますので、今回補正でお願いしまして、3月までにはすべて完了したいなと思っております。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

辰柳委員。

辰柳敬一委員

そうしますと、町の施設で焼却するのではなくて、どこかの業者さんへお願いをするということなのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

町の焼却所で処分するというところでございます。

なお、当然、焼却灰は8,000ベクレル以下になるように管理しなければならないものでございますので、そういった分については、十分管理しながら行いたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決

定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保会計も大詰めを迎えた補正予算になってまいりまして、あと残すところ3カ月、そのような状態になってきまして、今回の補正を見ますと、財政調整積立金で10,000,000円の減、それから、予備費で10,966,000円の減というふうな補正が出てきております。こういったような部分についても、財源調整かと思われましますけども、いずれ、この平成24年度の決算見込にいけますと、国保会計はどうでしょうか。どうやら黒字で乗り切れるものか。それとも、大変厳しいような状況になっていくのか、現時点での見通しをお伺いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長(上小路隆男君)

ただいまの質問にお答えいたします。

平成24年度の国保会計の決算の見通しについてというご質問でございます。

ご案内のように、国民健康保険制度は国民皆保険として、必要なときに、いつでも医療が受けられると、こういう制度で重要でありまして、これを堅持していかなければならないというふうに考えております。

国保財政について、全国的に見ますと、厚生労働省が発表した平成22年度の財政状況で、52.3パーセントの保険者が単年度で赤字となっておるというふうな状況でございます。また、収納率も現年度分で見ますと、全国平均で0.59上昇しましたけれども、88.6パーセント、このような状況になっておるところでございます。

しかしながら、ご案内のように、加入者の高齢化、あるいはまた、低所得者の増加、小規模保険者の増加、構造的な問題を抱えて、極めて深刻な状況にありまして、私たち葛巻町におきましても、構造的な問題は同じでございます、厳しい状況にあるものでございます。

このような状況の中におきまして、現時点における係数、資料等を基にして見通しをしたものでありますが、収入の大きな柱となっております国民健康保険税につきましては、この現下の厳しい経済情勢の中でありまして、被保険者の方々のご理解をいただきまして、11月末現在では前年度の41.4パーセント、このような状況になってございま

す。当初予算で見込みました金額の確保に努めてまいらなければならないと、このように考えておるところでございます。

また、国庫支出金の療養給付費負担金でございますが、保険給付費の大幅な伸びによりまして、当初予算より17,000,000円ほどの増額が見込まれますが、療養給付費交付金が50,000,000円ほど減額になる見通しとなっております。

次に、歳出でございます。

歳出の6割ほどを占めます保険給付費でありますけれども、平成21年度の決算で703,000,000円ほど、22年度で704,000,000円ほどでありましたが、23年度で650,000,000円ほどになってございました。今年度の当初予算は、それをベースにしまして648,000,000円ほどを予算計上したところでございます。

しかしながら、今年度の療養給付費、現時点で、昨年度と比較してみますと、一般、退職合わせまして29,000,000円ほど伸びてございます。最終的には、34,300,000円ほど増額しなければならないものと、現時点では見込んでおるところでございます。

国保会計の予算は、一般的には歳入に見合った歳出を計上するわけでございますが、現実的には歳出が伴いますことから、それに合わせた歳入を確保しなければならないと、このような状況になるものでございます。

そのような中におきまして、私どもが第一番目に取り組まなければならないことは、先ほど申し上げましたけれども、歳入の確保、いわゆる国保税の収納率をいかに高めていくかと、このような状況になってくるものだろうと思っておりますし、また、歳出については、医療費の抑制が第一番目という状況だろうと思えます。

そのような観点から、この12月の末におきまして、管理職等を総動員いたしまして、これまで納付に結びついておらない家庭につきまして、家庭訪問をする予定をしておるところでございます。

これまでの葛巻町の医療費の推移を見ますと、隔年ごとに増減を繰り返しておる状況が見受けられるものでございます。長期入院、あるいは、これからの季節インフルエンザ等の突発的な支出が発生しますと大きく影響することから、今後の動向につきましては注意深く見守っていかなければならない、このように考えておるところでございます。

このような状況におきまして、国保の調整交付金等、大きな部分の歳入の確定が年明けの2月ころになると、例年そういうふうな状況でございます。これらを踏まえながら、一般会計、他会計等の繰入金は今現在お願いしておるわけでございますが、この歳入等を見守りながら、再度精査を行わなければならないと、このように思っております。

国保事業の財政調整基金、今回10,000,000円充当させていただきまして、残り10,000,000円というふうな状況になるわけでございますけれども、この調整基金、あるいは残りの予備費等を活用しながら、バランスシートを合わせていかなければならないものであると、このように理解しております。

大変厳しい状況でございますが、先ほど申し上げましたように、なんとかバランスシートを合わせるよう努力していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今実態はお聞きしましたので、私も大体そのような予想はしていたところでございますので、いずれ、財政調整積立金もないに等しいような感じ、それから予備費といっても、もう3,000,000円しか残っていないということです。黒字に転ぶような感じになれば大変いいのですけれども、私は、赤字というようなことも想定に入れておかなければならない、この時期にしっかりしておかなければ、国保の財政危機管理が非常に大変ではないのかなと、このように思います。そういったようなことを十分考慮しながら、この財政運営を図っていく必要があるであろうと思っておりますので、その辺のところを肝に銘じて、さらに国保会計の適正な運用に努めていただきたいと、このように思っておりますので、また3月に再度この財政問題については詳しくお聞きいたしますので、中身を吟味しておいていただきたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第6号、葛巻町暴力団排除条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

最初に、暴力団排除条例の関係ですが、今、全国の都道府県47都道府県も全部この条例が制定になっているようですし、逐次、これが全国の全市町村に、このような状況の中にあるようです。

この中で、うちの方の条例の場合は、第2条の定義にございます、暴力団、暴力団員、暴力団員等、この三つの部分の用語がございまして、我々も関わったことがございませぬので、このような三者の場合、その実態はどのような形になっているのか、全く見通しがつかないのが現状なわけです。現時点で町内、あるいは警察署管内、あるいは県内の実態はどのような形になっているのか、町当局でその情報があれば、お知らせをいただき

たいと、このように思っております。

それから、第8条第2項の中で、公施設の利用制限がございます。この第8条第2項の部分については、暴力団の活動に利用されるときというような形で承認を取り消すという規定が盛り込まれているわけですが、例えば、これが暴力団のときだけがそうなのか。あるいは、例えば暴力団員から、このような利用申込があったような場合には、どのような運用がされるものか、その辺が、私はちょっと解釈できませんでしたので、お知らせをいただきたいと、このように思っております。

また、第12条に暴力団排除の活動実態や普及啓発のことが載っておりますが、こういったような部分はどのように考えておられるのか。

併せて、この条例議決後の町民に対しての広報活動、これを広くやっていかなければならないと思っておりますので、広報活動はどのような形で進まれているのか。

そして、こういったような部分の住民からの声の吸い上げ窓口、そういったような部分については、どこが担当課になるのか、その中身についてお知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、第2条の定義がございますが、暴力団、あるいは暴力団員、暴力団員等というような部分がありますが、暴力団については、ここに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律というのがございます。これは別名、短くなって、暴力団新法というふうにも呼ばれている法律でございます。

そういう中で、暴力団の定義は、その団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体ということになっております。その団体の構成員が暴力団員ということになりますし、暴力団員等につきましては、正に今そういう中に入っている方、あるいは、そこを辞めてから、まだ5年を経っていない人も含めて暴力団員等、そういう方々は、また戻るといようなことも想定しての、こういった区分になっているものであるというふうに理解をしているところでございます。

それから、第8条の公の施設の利用制限の関係で、暴力団の活動に利用されると認めるときには利用を承認しない、あるいは、そういうことに気がついた時点で承認を取り消すという規定でございます。

これまで、公の施設、いろいろさまざま宿泊施設等もございますが、そういった中で、もし、そういうことが分かった場合に断れるかという問題がございまして、暴力団だからダメですというようなことは条例にも書いておりませんので、これまでですと、なかなか、そういう根拠をもって断るといことが難しい状況にございましたが、今回この条例を制定することによりまして、この条例を根拠に利用を承認しない、あるいは取り消すということが出来るものでございます。実際に暴力団という組織ではありますが、

実際にそういう活動をするのは暴力団員ということになります。人になりますので、そういう人が介在するものについて、そういう対応ができるものというふうに考えているところでございます。

12条、普及啓発の関係でございしますが、これにつきましては、県内でも本条例を制定する気運というのが大分高まってきておりまして、現在、制定する自治体が増えております。もうすでに県においては制定をされているところでございます。

それから、最初にお答えすればよかったですのですが、暴力団員の状況ということですが、こういった部分については警察、刑事課が担当して、話はしておりますが、具体的に、どこにどうというような情報は、今は、なかなかお聞きすることはできない状況にございます。

そういう中で、葛巻町内には、現在把握している、そういう方はいないというようなことだけはお聞きしている、そういう状況でございます。

前後いたしました、そういった中でございますので、条例制定後に警察とも協定書を結ぶことになっております。そういった時期等を踏まえながら、広報誌等での詳しい周知ですとか、テレビ等も使いながら周知をしてまいりたいというふうに、現在は考えているところでございます。

担当の関係でございしますが、この条例につきましては、総務企画課の交通防災係で担当してございますので、直接的な窓口は当課になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

非常に、これを適用する部分、例えば、これを議決するよりも難しいケースとすれば、実際にこういったような部分が発生した場合の取り扱いの方が、むしろ、この条例の場合は大変な、行政当局も、さらに当事者も、ものすごい困難が私は発生するような感じがしております。それだけ当町の場合は平和なような形で、ずっと進んできているからであります。

それで、こういったような部分については秘密の部分もございしますし、それから、その不安を防止するというような面でも、この条例だけではなかなか難しい感じもするわけでございますので、その辺については警察当局との連携は欠かすことができない部分ではないかと、こういったような暴力団等への対応については、やはり警察当局の方に頼らざるを得ないような感じがいたしますので、そういったような取り扱い、そういったような部分については非常に、これは排除の条例ですから、それはそれとしていいのですが、ただ、実際にこういったような部分を推進する際には、やはり、かなりの内容の吟味をもって推進していかなければならないのではないかと、このように思っております。警察との連携等については、どのようなお考えをもっているのか、もう少し詳しく掘り下げてお答えをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

町の場合は、これまではあまりないわけですが、公の施設等、宿泊施設なり、ホール等のあるような施設等がございますので、そういったところでの発生というのがひとつ考えられます。

これまでですと、ただ単に暴力団員と思われる方が来たというだけでは、その時点では警察等に話をしても対応していただけないということになりますが、そこで、何か法を犯す犯罪的な部分が生じる恐れがあるという段階になれば、警察の方の対応ということになりますが、今回の条例を制定することによりまして、暴力団員が来ていて、まだ何かがない段階でも警察の方に相談するとか、来ていただくとか、そういうことが、この条例によって可能となってまいります。

ただ、それにつきましては、今後施行までに、そして公の施設はほとんど指定管理者ということをお願いをしていることになりますので、そこで対応する職員ですとか、そういう組織でございますので、そういった方々にも、しっかりと周知していく機会を設けなければならないというふうにも考えてございます。

そういった中で、そういった際に警察とスムーズに、ホットライン的にやり取りができるような体制もできてまいりますので、どこに相談すればいいとか、あるいは役場の方においでになるようなこともあるかと思っておりますので、そういった際でも素早い連絡対応ができるようになると思います。

今後、協定の締結に向けて、警察署さんとも詰めていくこととなりますので、そういった中で迅速な対応等ができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号、葛巻町暴力団排除条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

これも新たな条例なわけですが、例えば、復興産業集積区域というふうな設定は、資料を見ますと田野小学校の跡地、土谷川分校の跡地、冬部小中学校の跡地、この3カ所の区域になっているようなのですが、この区域以外で何か指定された業種、これ以外であれば、これには、もう該当してこないですよというような捉え方でよろしいのでしょうか。この3カ所での進出計画は、また、今どのような進出計画があるのか、その中身についてお伺いをいたしたいと思います。たぶん、何かそういうふうなことで課税免除に関する条例なような感じもいたしますが、その3カ所でなければ適用になりませんよと、あるいは、現在この3カ所への産業の企業の進出計画があればお尋ねをいたしたいなど、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

お答えさせていただきます。

まず、第1点目の指定された区域以外の部分が対象になるかという部分について、お答えさせていただきます。

この条例は区域の指定、あるいは業種の指定を受けまして、岩手県がこの計画を認定されてございます。この計画にあるものにつきまして、個人事業者、法人もそうなのですけれども、岩手県の方に申請をし、許可を受けまして、そのものが免除の対象になるというふうな内容のものでございますので、葛巻町におきましては、この3カ所以外の部分の新たな設置の部分は対象にならないものというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今回の復興特区の県の推進計画が3月30日に総理大臣の認定を受けたということが始まりになっておりますが、その推進計画の関係につきましては、総務企画課の方で担当してございましたので、そういった観点から少し補足をさせていただきます。

現在は3カ所指定になってございます。これは、従来の企業立地促進法、あるいは農

村地域工業導入法等で町として出しておりましたところが、これまで、ある程度まとまった面積等がある、団地ができるような場所ということで、この3カ所を登録等させていただいていたものでございます。

説明の際にも申し上げましたが、今回は岩手県全市町村が区域指定をされるということでもございましたが、沿岸地域は被災地、それから内陸にあって、沿岸と取引のあるような市町村、それと、もう一つは、沿岸から通勤することが可能な地域、この三つがございまして、葛巻町は沿岸から通勤することが可能な地域ということで、久慈方面からの通勤が可能ということでしたが、当初は、国においては、この辺は難しいという話もございまして、葛巻町ほか何町村かは計画に入らないということでもございましたが、最終的には、沿岸とは言いながら、旧山形村分から葛巻に通勤している方々がいるという部分で、拡大ということではないですが、久慈市からの通勤があるというようなことで、葛巻町も大丈夫だという話が2月の初めにございまして、1月30日時点で県の案が最初にできて、示されまして、そのあとに、そういう話になりまして、2月6日にそこを踏まえて再度国に申請をするということになりまして、その期間がかなり少なかったものですので、追加になった市町村については、従来のそういう場所で当面区域を設定していただくと、その後、それ以外の区域での立地というのが出てきたときには、県の推進計画の見直しをしながら対応していきたいということでもございまして、もうすでに、この関係ではないですが、復興庁が発足した関係等で、一度もう県の計画が見直しになっておりますので、そういったことで、随時見直しもある計画というようなことで、県の方から話をされてございます。現時点では、この3カ所ということになりますが、そういう対応が必要な場合には、県の計画を見直しをいただきまして、対応していくということでの話となっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

実際に、この3カ所に進出してくる企業のようなものが想定されているのか、その辺のあたりも、お答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

現在まとまった形で、ここは工場適地ですよということで、公に問い合わせ等があった場合にお示ししているのは、この3カ所でもございますが、それ以外にも町内に廃校になった公共施設、町の土地もございまして、それ以外にもないわけではないというふうにも考えてございまして、そういった中では、可能性のある土地はあるというふうにも考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういうようなことではなくて、この3カ所に現在進出するような企業がありますかというようにお尋ねしているわけですが、もう一度お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

現在のところ、具体的にこういう企業がありますということではありませんが、今回の産業分野といたしましては食産業、そのほかにITシステムの関連企業といえますか、これらが、ひとつの誘致の対象になっておるところであります。葛巻の場合は、その事業所が、そういう対象になっているということでございます。

現在、まちなか活性化、あるいは、そういう中でも食産業といえますか、こういうものに結びつくような企業、あるいは規模といたしましては、そこまで大きな規模ということにはならない部分もあろうかとは思いますが、そういう部分等を県の方にも、いろいろ町の現在の状況等も、企業誘致化、立地化等々につきましてもお話を申し上げているところでございますし、ぜひとも、そういう面で、現在のところはありますが、そういう業種等の紹介もいただきながら、誘致を努めてまいりたいと、このように考えておるものでありますので、よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号、葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身ですが、資料の方に書いてあるわけですが、例えば変更の主な理由として、エリア放送、地区センター等を中心に34カ所から25カ所に変更しますよという、これで、かなりの変更額が出ているようでございますが、それも、そのとおりなわけでございますけれども、34カ所から25カ所、どこがどう変わったのか、この資料だけでは分かりません。確か34カ所のときには資料もいただいたような感じがしておりますが、こういったようなことも、質問がなくても、300,000,000円を超える大きな事業費の中の変更ですから、こういったような部分については、少し要点を絞っていただいて、こういったような資料もほしいと思うのですが、資料の要求は、あまり好ましくないと言われておりますけれども、こういったような部分は、委員長のお取り計らいで、あとでもいいですから、全議員に配付するようなご配慮を、委員長にお願いしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

当局に対する要望でございます。よろしいでしょうか。

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、葛巻町地域情報通信基盤施設拡充整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号、和解に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

これを見ると、売った側が間違っただことになるのですか。それとも、切った側が悪いことになっているのか。見ると、売った方が間違っただように見えますけども、どこで、どういうふう間違っただのか、その理由をお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

本件につきましては、所有者であります赤坂山共有林組合代表者に対してとの和解について提案させていただいているものでございまして、飽くまでも相手所有者との和解内容でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

やはり、所有者ということの、今課長からお話がありましたけれども、町有林は葛巻町全体に広いはずでございますので、できれば、こういうことがないようにしたいわけですが、どのようにすればなくなるのか。それを、やはり木を買う側、売る側、国調が全体で終わっているはずですので、そのような確認をお互いにしていくのがいいと思いますが、どのように思っていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

今回の分は町有林の誤伐であります、一般林家等々も、これまでも全然ないわけではなかったかと思っております。

そういった中で、町といたしましても伐採届等が提出されたときには、伐採業者さん、あるいは一部所有者さん等については、こういったことのないように指導をしているものでございまして、当然伐採後の山の管理等についても同じなわけでございます。

町有地につきましては、現在1,800ヘクタールほどございまして、その箇所につきましても12カ所ほど膨大な面積となっております、いちいち職員が、なかなか立会、状況調査等をできない状況になってございますので、そういう中での町有林の巡視業務を、現在は森林組合さんに委託しているものでございまして、そういった中で、今回この案件につきましても、その巡視の中で発覚したものでございまして、今後ともこの委託は大事な部分と思っておりますので、より、こういった業務につきましては、町の

町有地のみならず、さらに伐採業者に対しても鋭意徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

ここの部分は、もう切ったということですので、この場所には広葉樹をそのまま自然のままにしていけるのか。または、造林するところですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

業者、地権者さんから伺っている状況におきまして、天然更新という話を伺っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、今日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託されました事件の審査は、全部終了しました。

これで、今日の会議を閉じます。

これをもって、輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時11分）